

## 議第61号

### 滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例（平成23年滋賀県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の右に「（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）」を、「卒業した者」の右に「（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）」を、「当該卒業」の右に「（専門職大学前期課程の修了を含む。次条第2号および第4号において同じ。）」を加え、同条第8号中「または水道環境」を削る。

第4条第2号中「第5号」を「以下この条」に改め、「修めて卒業した者」の右に「（理系学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の右に「（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第4号中「次号」を「以下この条」に改め、「修めて卒業した者」の右に「（文系学科目を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の右に「（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

付 則

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の第3条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道および工業用水道を選択したものとみなす。